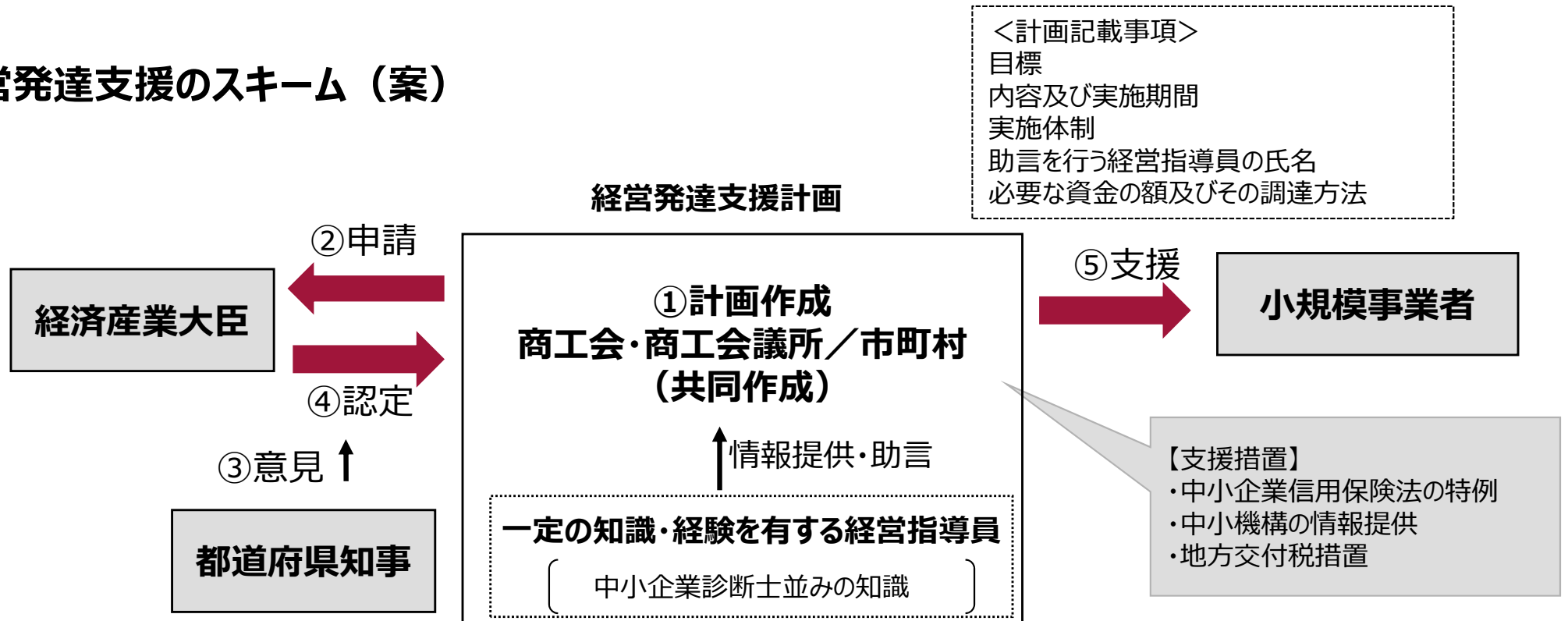


経営発達支援計画の見直し（小規模事業者支援法）

- 経営発達支援計画は、商工会・商工会議所が作成し、国の認定を受けることとされている。
- 今後は地域課題への対応や効果的な支援実施の観点から、ステークホルダーである市町村と共同して作成し、都道府県も意見を言えるスキームに見直し。

経営発達支援のスキーム（案）



事業内容記載イメージ

- ① 地域課題の分析（市町村と共同）
- ② 経営状況の分析（強み、弱みを知る）
- ③ 事業計画作成・実施支援（戦略を作り、実施する）
- ④ 経済動向・市場調査支援（潜在的顧客を探す）
- ⑤ 新たな販路開拓支援（展示会・商談会等の開催）